

工事費内訳書の作成にかかる留意事項について

1) 入札時の工事費内訳書の提出について

工事費内訳書は町が配布する様式、又は三郷町のホームページよりダウンロードした様式を使用し、入札書と同封し期限までに到着するように郵送してください。なお、工事費内訳書に不備があった場合は、提出された入札書を無効として取り扱いますので、ご注意ください。

2) 工事費内訳書の不備について

工事費内訳書の未提出等

- (1) 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
- (3) 他の工事の工事費内訳書である場合
- (4) 白紙である場合
- (5) 工事費内訳書に記名・押印が欠けている場合
- (6) 工事費内訳書が当該工事に対応したものか特定できない場合
- (7) 内訳の記載がない場合

工事費内訳書内容の不備

- (1) 内訳に必要な工種に重大な欠落、又は誤りがある場合
- (2) 工事費内訳書の合計に集計の誤りがある場合
- (3) 工事費内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (4) あて先又は工事名に誤りがある場合
- (5) 商号又は名称に誤りがある場合